

議第八十九号

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年六月二十三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「添削指導及び面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

第六条第一項第三号中「添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

第七条第一項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、県が設置する公共職業能力開発施設における訓練の実施方法の基準を緩和するため、この条例を定めようとする。